 国家外貨管理局による「貨物貿易外貨管理改革試  
行手引操作規程（銀行、企業版）及び改革試行関連  
事項の通知」の公布

2011年10月27日  
第40号  
企画部 調査課

2011年10月21日付で、国家外貨管理局は、「貨物貿易外貨管理改革試行手引操作規程（銀行、企業版）及び改革試行関連事項の通知」（匯発[2011]40号以下「通知」と略）を公布するとともに、「通知」の添付として、「貨物貿易外貨管理改革試行手引操作規程（銀行、企業版）（以下「操作規程」と略）」および「貨物貿易外貨モニタリングシステム（銀行版）」を同時に公布しました。

国家外貨管理局、国家税務総局、税関総署は、2011年9月9日付で「貨物貿易外貨管理改革試行の公告」<sup>1</sup>（国家外貨管理局公告 2011年第2号 以下は「公告」と略称）<sup>2</sup>を公布、2011年12月1日より、江蘇省、山東省、湖北省、浙江省（寧波市を除く）、福建省（アモイ市を除く）、大連市、青島市をパイロット地域とした貨物貿易外貨管理改革の試行開始を決定しました。

この「公告」では、貨物貿易に従事する企業をA類、B類とC類に分けて、それぞれ異なる外貨管理方式（いわゆる分類管理）を採用するとともに、「貨物貿易外貨モニタリングシステム」という専用システム経由で企業の輸出入外貨収支に対してオフサイトで総量検査を実施し、場合によってはオンサイト検査等を実施すること等が定められています。

今回公布された「通知」及び「操作規程」は、2011年12月1日からの貨物貿易外貨管理改革試

<sup>1</sup> 詳細は弊行 BTMU (CHINA) 実務・制度ニュース・レター【第38号】をご参照ください。  
<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311092601.pdf>

<sup>2</sup> 「公告」と同時に公布された「貨物貿易外貨管理試行手引」及び「貨物貿易外貨管理試行手引実施細則」は改革の詳細内容について規定しています。

行開始後における、銀行と企業の貨物貿易外貨決済関連業務の取扱いに係わるオペレーション上の関連事項を規定したものであり、「通知」では「公告」に定められた貨物貿易外貨管理の試行を推進するため、パイロット地域と非パイロット地域に跨る貨物貿易外貨決済<sup>3</sup>を取扱う際の具体的な要求や監督管理システムの切替え等を、「操作規程」では「リスト」管理や輸出収入審査待ち口座管理、企業報告管理、登記管理、電子データ検査、オンサイト検査と分類管理等、オペレーション上の関連事項の取扱い等を明確にしています。

「通知」の主な内容は以下の通りです。

◆貿易与信登記関連

分類	貿易与信業務の場合	取扱方式
地域を跨らない場合	パイロット地域の企業が、パイロット地域の銀行で貿易与信業務を行う場合	試行日より、パイロット地域の銀行は、パイロット地域の企業による前払情報の照合確認・入力、および延払、ユーザンスの登記・取消手続を一時的に中止
	非パイロット地域の企業が、非パイロット地域の銀行で貿易与信業務を行う場合	非パイロット地域の企業、銀行、国家外貨管理局分支局（以下「外管局」と略）は、現行の貿易与信登記管理規定に基づき関連業務を行う
地域を跨る場合	パイロット地域の企業が、非パイロット地域の銀行で貿易与信業務を行う場合	非パイロット地域の銀行は、パイロット地域の企業のために、貨物代金の前払情報の照合確認・入力、および延払、ユーザンスの登記・取消手続を行う必要はない
	非パイロット地域の企業が、パイロット地域の銀行で貿易与信業務を行う場合	パイロット地域の銀行は、現行の貿易与信登記管理規定に基づき当該業務を取扱う

◆地域を跨る輸出入収支業務の取扱について




「通知」では、パイロット地域の企業と非パイロット地域の銀行、及び非パイロット地域の企業とパイロット地域の銀行との間での輸出入収支関連業務の取扱いについて、以下の通り規定しています。

<sup>3</sup> パイロット地域の企業と非パイロット地域の銀行、及び非パイロット地域の企業とパイロット地域の銀行が、関連業務を取扱う場合を含みます。

企業の所在地	企業分類	銀行の所在地	取扱
パイロット地区	B、C 類企業	非パイロット地域	所在地の外管局へ当該業務を都度登記しなければならない。銀行は、企業所在地の外管局により発行された「貨物貿易外貨業務登記表」（以下「登記表」と略す）を証憑として当該業務を取扱う
	A 類企業	非パイロット地域	銀行は、非パイロット地域の現行輸出外貨受取関連規定および A 類輸入企業への適用措置に基づき当該業務を取扱う
	「貿易外貨収支リスト」未登録企業	パイロット地域と非パイロット地域	パイロット地域及び非パイロット地域の銀行は、当該企業のために直接外貨受取・支払業務を取扱うことはできない
非パイロット地区	非パイロット地域で、「貨物貿易輸入外貨支払管理暫定弁法」および関連規定に基づき認定された B、C 類輸入企業、「輸入企業外貨支払リスト」に登録されていない輸入企業	パイロット地域	企業は、所在地の外管局へ業務を都度登記しなければならない。銀行は、企業所在地の外管局により発行された「登記表」を証憑として、当該業務を取扱う
	その他の企業	パイロット地域	銀行はパイロット地域の A 類企業に適用する措置に基づき当該業務を取扱う

◆監督管理システムの適用について

試行日より、パイロット地域では、以下の三つの外貨収支関連システムの利用が一時的に中止され、代わって「貨物貿易外貨モニタリングシステム」（以下「モニタリングシステム」と略）の運用に切替えられることとなります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li> 貿易外貨受取・支払照合審査システム</li> <li> 輸出外貨受取・人民元転照合審査システム</li> <li> 中国電子通関・輸入外貨支払システム</li> </ul> |
|---|

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p><b>国家外汇管理局关于下发《货物贸易外汇管理试点指引操作规程（银行、企业版）》及改革试点有关事项的通知</b>                      汇发[2011]40号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p>根据《国家外汇管理局 国家税务总局 海关总署关于货物贸易外汇管理制度改革试点的公告》（国家外汇管理局公告 2011 年第 2 号），自 2011 年 12 月 1 日起，在部分地区进行货物贸易外汇管理制度改革（以下简称贸易外汇改革）试点。为积极有序推进贸易外汇改革试点工作，现就有关事项通知如下：</p> <p>一、自 2011 年 12 月 1 日起，在国家外汇管理局江苏、山东、湖北、浙江（不含宁波）、福建（不含厦门）省分局以及大连、青岛市分局所辖地区（以下简称试点地区）进行贸易外汇改革试点。试点地区银行、企业按照《货物贸易外汇管理试点指引》及其实施细则（以下简称试点法规）办理贸易外汇收支，非试点地区按照现行规定办理贸易外汇收支。</p> <p>为规范试点业务操作，国家外汇管理局根据试点法规制定了《货物贸易外汇管理试点指引操作规程（银行、企业版）》（以下简称《操作规程》，见附件 1），自试点之日起施行。</p> <p>二、自试点之日起，试点地区银行暂停试点地区企业预付货款信息核对和录入及延期收款和延期付款注销登记等手续。非试点地区企业、银行、国家外汇管理局分支局（以下简称外汇局）仍按现行贸易信贷登记管理规定办理相关业务。</p>	<p><b>国家外貨管理局による「貨物貿易外貨管理試行手引操作規程（銀行、企業版）」の配布及び改革試行関連事項の通知</b>                      匯發[2011]40号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局、各中資外貨指定銀行：</p> <p>「国家外貨管理局 国家稅務總局 稅關總署による貨物貿易外貨管理制度改革試行公告」（国家外貨管理局公告 2011 年第 2 号）に基づき、2011 年 12 月 1 日より、一部の地区において貨物貿易外貨管理制度改革（以下「貿易外貨改革」と略）を試行する。貿易外貨改革試行を積極的且つ順調に推進するため、関連事項を以下に通知する：</p> <p>一、2011 年 12 月 1 日より、国家外貨管理局江蘇、山東、湖北、浙江（寧波は含まず）、福建（アモイは含まず）省分局および大連、青島市分局の所轄地区（以下「パイロット地域」と略）で貨物貿易外貨改革を試行する。パイロット地域の銀行、企業は、「貨物貿易外貨管理試行手引」及びその実施細則（以下「試行規定」と略）に基づき貨物貿易の外貨受取・支払業務を行う。非パイロット地域は、現行規定に基づき外貨受取・支払業務を行う。</p> <p>試行業務操作の規範化のため、国家外貨管理局は「試行規定」に基づき、「貨物貿易外貨管理試行手引操作規程（銀行、企業版）」（以下「操作規程」と略、添付 1 を参照）を制定した。同「操作規程」は試行日より施行される。</p> <p>二、試行日より、パイロット地域の銀行は、パイロット地域企業による前払情報の照合確認・入力および延払、ユーザンスの登記・取消手続を一時的に中止する。非パイロット地域企業、銀行、国家外貨管理局分支局（以下「外管局」と略）は、現行の貿易与信登記管理規定に基づき関連業務を行う。</p>

三、 试点期间，对于异地办理的贸易外汇收支业务，银行应当要求企业说明其名录及分类等情况，并按以下规定办理：

（一） 试点地区的 B、C 类企业在非试点地区银行办理贸易外汇收支业务的，企业应当到所在地外汇局逐笔登记，银行凭企业所在地外汇局出具的《货物贸易外汇业务登记表》（以下简称《登记表》）办理。

试点地区的 A 类企业在非试点地区银行办理贸易外汇收支业务的，银行应当按非试点地区现行出口收汇有关规定和 A 类进口企业适用措施办理。

对于不在“贸易外汇收支企业名录”内的试点地区企业，试点和非试点地区银行不得直接为其办理贸易外汇收支业务。

（二） 非试点地区按照《货物贸易进口付汇管理暂行办法》及相关规定核定的 B、C 类进口企业和不在“进口单位付汇名录”内的进口企业，在试点地区银行办理贸易外汇收支业务的，企业应当到所在地外汇局逐笔登记，银行凭企业所在地外汇局出具的《登记表》办理。

非试点地区的其他企业在试点地区银行办理贸易外汇收支业务的，银行应当按试点地区 A 类企业适用措施办理。

（三） 对于上述应凭《登记表》办理的业务，银行审核纸质《登记表》后，应在《登记表》上签注收付款金额、日期并加盖业务印章，无需登录相关系统核实或签注《登记表》电子信息。

三、 試行期間中に、企業が登録地以外の地区で貿易外貨受取・支払業務を行う場合、銀行は企業にリストへの登録状況および企業分類状況の説明を要求し、以下規定に基づき関連業務を取扱う：

（一） パイロット地域の B、C 類企業が非パイロット地域銀行で貿易外貨受取・支払業務を行う場合、所在地外管局へ当該業務を都度登記しなければならない。銀行は、企業所在地の外管局により発行された「貨物貿易外貨業務登记表」（以下「登记表」と略）を証憑にして業務を取扱う。

パイロット地域の A 類企業が非パイロット地域銀行で外貨受取・支払業務を行う場合、銀行は非パイロット地域の現行輸出外貨受取関連規定および A 類輸入企業に適用する措置に基づき業務を取扱う。

「貿易外貨受取・支払企業リスト」に登録されていない企業に対し、パイロット地域と非パイロット地域の銀行は当該企業のために直接外貨受取・支払業務を取扱ってはならない。

（二） 非パイロット地域で「貨物貿易輸入外貨支払管理暫定弁法」および関連規定に基づき認定された B、C 類輸入企業、「輸入企業外貨支払リスト」に登録されていない輸入企業がパイロット地域の銀行で貿易外貨受取・支払業務を行う場合、当該企業は、所在地の外管局へ業務を都度登記しなければならない。銀行は、企業所在地の外管局により発行された「登记表」を証憑にして業務を取扱う。

非パイロット地域のその他の企業がパイロット地域の銀行で外貨受取・支払業務を行う場合、銀行は、パイロット地域 A 類企業に適用する措置に基づき業務を取扱う。

（三） 上記の「登记表」を持参し取扱う業務に対し、銀行は、紙ベースの「登记表」を審査した後、「登记表」に受取・支払金額、日付を注記し、業務印を捺印しなければならないが、関連システムへのログインによる当該情報の確認、または「登记表」電子データへの注記は必要としない。



(四) 试点地区企业在非试点地区银行办理贸易信贷业务时, 非试点地区银行无需为其办理预付货款信息核对和录入及延期收款和延期付款注销登记等手续; 非试点地区企业在试点地区银行办理贸易信贷业务时, 试点地区银行应按照现行贸易信贷登记管理规定办理。

四、自试点之日起, 试点地区暂停使用贸易收付汇核查系统、出口收结汇联网核查系统、中国电子口岸-进口付汇系统, 上线运行货物贸易外汇监测系统(以下简称监测系统)。

五、银行应认真学习贸易外汇改革相关政策, 在试点前配合外汇局做好试点地区分支机构的培训工作, 并按照以下要求做好监测系统的上线准备和系统接入工作:

(一) 银行和企业用户通过国家外汇管理局应用服务平台(以下简称应用服务平台)访问监测系统, 具体访问渠道为:

(二)

用户类型	网络连接方式	访问地址
银行	外部机构接入网	http://asone.safef:9101/asone/
企业	互联网	http://asone.safesvc.gov.cn/asone

(二) 试点地区银行应于 2011 年 11 月 7 日至 11 月 25 日期间完成辖内银行网点的网络连通、客户端环境设置、用户管理、权限分配和访问测试等工作, 确保办理货物贸易外汇业务的银行网点能够通过应用服务平台访问监测系统(银行版)。银行网络连通和系统访问设

(四) パイロット地域の企業が非パイロット地域銀行で貿易与信業務を申請する場合、非試行パイロット地域の銀行は、当該企業のために貨物代金の前払情報の照合確認・入力および、延払、ユーザンスの登記・取消等手続を行う必要はない。非パイロット地域の企業がパイロット地域の銀行で貿易与信業務を行う場合、パイロット地域銀行は、現行貿易与信登記管理規定に基づき当該業務を取扱う。

四、試行日より、パイロット地域において、貿易外貨受取・支払照合審査システム、輸出外貨受取・人民元転照合審査システム、中国電子口岸・輸入外貨支払システムの使用を一時的に中止し、貨物貿易外貨モニタリングシステム(以下「モニタリングシステム」と略)に切替える。

五、銀行は貿易外貨改革関連の政策について真剣に学習し、試行前に外管局と協力しパイロット地域の分支機構のトレーニング業務に取り組み、以下の要求に基づきモニタリングシステムの投入準備とシステム接続業務に取り組む:

(一) 銀行と企業ユーザーは国家外貨管理局のサービスプラットフォーム(以下「サービスプラットフォーム」と略)を通し、モニタリングシステムにアクセスすること、具体的なアクセスルートは:

アカウントタイプ	インターネット接続方法	アクセスサイト
銀行	外部機構より直接接続	http://asone.safef:9101/asone/
企業	インターネット	http://asone.safesvc.gov.cn/asone

(二) パイロット地域の銀行は 2011 年 11 月 7 日から 11 月 25 日の期間中に所管する銀行拠点のネットワーク接続を完成させ、顧客サイドの環境設定、ユーザー管理、権限分配とアクセステストなどを行い、貨物貿易外貨業務を取扱う銀行拠点はサービスプラットフォームを通して

置的具体操作说明, 详见《货物贸易外汇监测系统(银行版)访问设置手册》(见附件2)。

(三) 截止2011年10月31日已办理金融机构标识码赋码的试点地区银行网点, 未在申请服务平台开户的, 自2011年11月7日起在申请服务平台自动开户并开通“货物贸易外汇网上业务”, 此类银行网点应向其总行或通过其总行向国家外汇管理局获取业务管理员用户(ba)的初始密码; 已在申请服务平台开户的, 自2011年11月7日起自动开通“货物贸易外汇网上业务”, 其业务管理员和业务操作员密码不变, 其中已具有贸易收付汇核查系统(银行版)访问权限的业务操作员自动获得监测系统(银行版)访问权限。

(四) 2011年11月1日后办理金融机构标识码赋码的试点地区银行网点, 如需办理货物贸易外汇业务, 应向所在地外汇局申请开通“货物贸易外汇网上业务”, 并向其总行或通过其总行向国家外汇管理局获取业务管理员用户(ba)的初始密码。

(五) 2011年12月1日申请服务平台自动撤销试点地区银行网点已有的贸易收付汇核查系统(银行版)访问权限。

各中资外汇指定银行收到本通知后, 应尽快转发下属分支机构。各分局、外汇管理部收到本通知后, 应尽快转发所辖地方性商业银行、外资银行。在政策执行和监测系统推广过程中如遇问题, 请及时向所在地外汇局反馈。

モニタリングシステム(銀行版)にアクセスできることを確保すること。

銀行のネットワーク接続とシステムアクセス設定の具体的な操作説明の詳細については、「貨物貿易外貨モニタリングシステム(銀行版)アクセスセッティング手引」を参照すること。(添付2を参照)

(三) 2011年10月31日までに金融機構識別IDを取得したパイロット地域の銀行は、サービスプラットフォームのアカウントを開設していない場合は、2011年11月7日よりサービスプラットフォームのアカウント自動開設を利用し、「貨物貿易外貨インターネット業務」を開通し、当該銀行拠点は本店もしくは本店を通し外管局に管理者アカウント(ba)の初期設定パスワードを取得する。既にサービスプラットフォームのアカウントを開設した場合は2011年11月7日より自動的に「貨物貿易外貨インターネット業務」が開通され、当該業務の管理者と業務操作員のパスワードは同一であり、そのうち、貿易外貨受取・支払照合システム(銀行版)にアクセス権限を有する業務操作員は自動的にモニタリングシステム(銀行版)へのアクセス権限を取得できる。

(四) 2011年11月1日以降に金融機構認識IDを取得した試行地域銀行拠点で、貨物貿易外貨業務を取り扱う場合、所在地の外管局に「貨物貿易外貨インターネット業務」のアクセスを申請し、本店にもしくは本店を通じて国家外貨管理局に業務管理者アカウント(ba)と初期設定のパスワードを取得しなければならない。

(五) 2011年12月1日よりサービスプラットフォームではパイロット地域の銀行に既にある貿易外貨受取・支払照合システム(銀行版)へのアクセス権限が自動的に取消される。

各中資外貨指定銀行は本通知の受領後、傘下の分・支機構に転送すること。各分局、外貨管理部は本通知受領後、所轄の地域性商業銀行、外資銀行に速やかに転送すること。政策執行とモニタリングシステムを推進する過程に問題があ

<p>业务咨询电话： 010-68402546                  监测系统支持电话： 010-68402214                  银行网络连通咨询电话： 010-68402022</p> <p>应用服务平台咨询电话： 010-68402141</p> <p>特此通知。</p> <p>附件：1. 《货物贸易外汇管理试点指引操作规程（银行、企业版）》                  2. 《货物贸易外汇检测系统（银行版）访问设置手册》</p> <p>二〇一一年十月二十一日</p>	<p>れば、所在地の外管局にフィードバックすること。</p> <p>業務についての問い合わせ： 010-68402546                  モニタリングシステムサポート： 010-68402214                  銀行ネットワーク接続問い合わせ：                  010-68402022                  サービスプラットフォームについての問い合わせ：                  010-68402141                  特にここに通知する。</p> <p>添付：1. 「貨物貿易外貨管理局試行手引操作プロセス（銀行、企業版）」                  2. 「貨物貿易外貨システム（銀行版）アクセスセッティング手引」</p> <p>二〇一一年十月二十一日</p>
---	---

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233  
 上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250  
 丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255